

委員からの提出資料

建設リサイクル推進施策検討小委員会御中

大塚 直

恐れ入りますが、本日出席できませんので、メモを提出します。

●資料3-1について

○3頁

⑨（下から4行目あとに追加）

発注者は一層再資源化に対する意識が低いとみられるが、建設リサイクル法でその責務を明らかにする必要がある。

(理由)請負業者（ほぼ排出事業者に対応）だけでは建設リサイクルを推進できず、発注者の意識向上が要と考えられるため。

○ 3頁

⑨(最終行に追加)

現在、元請業者は再資源化等の報告を発注者に行うことになっているが、自治体に報告してもらうことを検討すべきである。

(理由)元請け業者と発注者が一緒になっていい加減な対応をすることは残念ながら十分ありうるものであり、それに対する対処が必要なため。

○4頁

11、12あたりの「廃棄物」の語について

「使用済み物品」も含めて使っておられるようにも思えますが、むしろ「廃棄物等」とされた方がよろしいのではないのでしょうか。

循環基本法の用語をご参照のうえ、言葉を選んでいただくと有難く存じます。

2007. 3. 15

弁護士 佐藤 泉

建設リサイクルを推進する上では、規制的側面だけではなく、自主的取り組みを推進し、3Rを進めることが重要であると考えます。この観点から、以下のとおり意見を述べます。

1. 発注者の自主的取り組み

- ① 発注者が事業者である場合には、発注者が排出事業者となる場合を認める。

発注者が排出事業者となることにより、自ら処理、自ら利用の範囲が広くなり、3Rの効果が期待できる。但し、廃棄物処理に関する責任分担が不明確になることを防止するために、発注契約書において、どの廃棄物について、どのような理由及び範囲において発注者が排出事業者となるかを明確化することが必要であろう。

- ② 電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストの利用は低迷しているが、マニフェスト報告制度の猶予期間終了により、排出事業者には大きな負担がある。たとえば、発注者が電子マニフェスト使用を発注条件として求めることにより、紙マニフェストの使用及び返送・保管等に必要なCO₂削減効果を算定し、これを環境報告書において削減効果として公表出来る、又は何らかの表彰制度と結びつけるなどの方法でインセンティブを与え、電子マニフェスト化を促進してはどうか。

- ③ 大量発注事業者の3R報告義務または奨励

公共工事及び民間工事の大量発注事業者の多くは環境報告書を作成しているが、排出事業者ではない場合、建設廃棄物の3Rについての情報公開が十分ではないと思われる。大量発注事業者は、建設リサイクルについて十分な知識及び情報を持っていることが期待され、またその情報を公開することによって3Rに貢献する責務があるものとする。

資源有効利用促進法では、指定副産物について建設業の取り組み状況が公開されているが、品目の増加、大量発注事業者の取り組みへの協力が必要と思われる。

- ④ 優良発注者表彰制度。

3Rに先進的に取り組んでいる大量発注事業者の情報を公開する（サイトごと、または事業者ごと）によって、発注事業者にインセンティブを与え、3Rを推進

する効果が期待できる。

2. 建設資材メーカーの自主的取り組み

① 建設資材メーカーの下取りを広範に認める。

廃棄物処理法では、下取りの位置づけは明確ではないが、通知のレベルでは、商慣習に基づき無償で下取りをする行為については、収集運搬の許可が不要とし、下取りをした販売店又はメーカーが自社の廃棄物として、自ら処理をするか、第三者に処理委託出来るものとされている。

建設資材メーカーは、下取りを行うことが販売促進につながるメリットがある。発注者・建設業者にとっても、下取りは廃棄物の削減につながる。また、建設資材メーカーは、商品の素材及びリサイクル方法についてより豊富な知識と経験をもっており、適正処理能力が高いだけでなく、環境配慮設計にもつながる。現在広域認定制度があるが、認定に相当の時間がかかるだけでなく、制度的に硬直であり、新商品の開発に認定が追いつかない現状と思われる。

② エコマークと3Rの連携

建設資材については、多くのエコマーク商品が存在するが、これらについては製造・使用段階での環境負荷を検討しているものが多く、廃棄段階での環境配慮がどの程度機能しているかは明確でない。例えば、エコマーク商品の製造業者はエコマーク商品の3R実現方法を明確にし、この3R実現方法について廃棄物業者と技術及び情報を共有化するなどの体制を構築することが望まれる。

3. 建設業者の取り組み

① 自ら処理の促進

廃棄物処理法では自ら処理の原則があるが、法律上自ら処理を推進するインセンティブは存在しない。また、環境省は、平成17年3月25日規制改革通知で、汚泥の脱水装置についての自ら処理の施設に関する規制緩和、分社化等に伴う雇用関係の変化に対応した自ら処理の業の許可に関する規制緩和を発表しているが、これが建設廃棄物にどのように影響するのかが明確にされていない。

建設工事現場で建設工事業者が行う汚泥脱水については、製造業と同様に、処理施設の設置許可が不要とし、水濁法上の基準を遵守すれば環境負荷には支障がないものと思われる。

またJVや元請・下請関係などで、建設工事現場内で指揮監督が明確な状況で、自ら処理を行う場合には、雇用関係に関係なく業の許可を不要とすることにより、

3Rが推進できる場合も多いと考えられる。

② 自ら利用の促進

建設汚泥をリサイクルした改良土については、環境省の平成17年7月25日通知では、排出事業者が自ら利用する場合と中間処理業者が自ら利用する場合では、廃棄物該当性が異なるとされている。しかし、同一性状で同様の現場で利用されている廃棄物について、当事者が異なるからという理由で廃棄物該当性が異なるという考え方は、廃棄物処理法の解釈として無理があるとする。また、環境省平成18年7月4日通知では、建設汚泥の利用促進について再生利用指定制度の運用が示されている。しかし都道府県知事が建設汚泥の品質や利用現場の安全性まで審査して指定することは、職員の専門性や時間的余裕から考え、現実的とは思われない。

一方で、無制限に自ら利用を認めることは、不法投棄や土壌汚染の危険性を含んでいる。そこで、建設発生土や建設汚泥を利用する建設業者が中心となり、他の建設業者や中間処理業者とネットワーク・チームワークを組み、ネットワーク事業者間でのリサイクル・再利用を自ら処理として促進するとともに、利用現場の第三者監査を受けるような運用を提案する。第三者監査には、中立性のある財団・社団や、学識経験者の参加する専門性の高いNGOが適切ではないか。

その他の建設副産物や木くずなど建設業界特有の自ら利用についても、同様の制度が考えられる。

③ 適正処理の促進

建設業界における適正処理は全体的には進展していると思われるが、リフォーム等の小規模工事、据え付けやメンテナンス工事などでは、まだ不適切なものが多いと思われる。その背景には、発注者の意識不足、重層的下請構造、場所的・時間的な余裕のなさなど複数の要因があると思われる。したがって、画一的な規制強化では、現場との乖離が広がるばかりの危険がある。分別場所、保管場所が確保できない排出現場については、独自のルールを建設業界が作成し、実態に即した適正処理が推進できる体制を構築すべきである。

4. 廃棄物処理業者の取り組み

① 優良性評価制度の活用

処理業者の優良性評価制度が始まっており、これを建設リサイクルにおいても

活用すべきである。せつかく優良性を評価されても、これによって発生したコスト上昇を排出事業者が考慮しなければ、優良ではなく処理費用の安い廃棄物業者が結果として残ることになりかねない。処理業者の情報公開を促進するとともに、これが適正に評価されるシステムを作るべきである。

② リサイクル品の販売促進

グリーン購入への参加など、リサイクル品市場における廃棄物処理業者の地位確立支援が必要である。

③ 温暖化防止

輸送の効率化及びリサイクル推進において、廃棄物業者が行った自主的努力をCO₂換算し、これを排出事業者が評価するとともに、自社の環境への取り組みとして公表できるような仕組みが必要である。

5. 国際的資源循環への対応

近時は、建設業者・廃棄物業者が、ともに海外に支店や営業所を有するに至っている。また、建設資材も国際的に流通している。したがって、建設廃棄物についても、国際的な資源循環を考慮した研究、実証実験、輸出入をとまなう再資源化が必要であり、また技術支援も必要である。

以上

第2回建設リサイクル推進施策検討小委員会 資料に対する意見

日本建設業団体連合会
建設副産物専門部会委員
米谷秀子

15日の委員会に出席できず、申し訳ございません。事前に送付いただきました資料に関し、私見を述べさせていただきます。

1. 資料1について

前回、現場で分別された廃棄物とリサイクルの関係につき発言しましたが、内容がわかりにくかったようです。「先進的な現場で分別されている廃棄物が、リサイクルにつながっていないケースがある」ということではなく、「地方や中小規模の現場では、受け入れ先の有無等を十分に考慮しないまま分別を実施している結果、その品目をリサイクルできる施設ではないところに搬出し、結果的に最終処分されているケースも見受けられる」との趣旨です。

2. 資料3-1について

- 全体に、相互に関連しあう項目が多く、更なる整理が必要、との感を受けております。
- ⑤は、上記の分別された廃棄物とリサイクルに関する意見と類似した項目ではありますが、特に混合廃棄物系の処理施設の場合、「受入基準の齟齬」以前に、当該施設がどのような品目をどのように処理しているか、また他にはどのようなリサイクル施設があるのか、といった情報を得ないまま処理委託している点が問題であると感じます。「情報不足」あるいは「情報把握不足」といったこともキーワードではないでしょうか。
- ⑤⑥⑨の関連として、環境省の産業廃棄物処理業者の優良性評価制度に基づく情報公開制度が軌道に乗りつつあり、今後、積極的に情報公開する処理業者と情報開示しようとしないう業者が明確になっていくものと考えます。排出事業者には、こうした制度を積極的に活用することにより情報を把握し評価する力量が求められていると考えます。
- ①⑩の関連として、リサイクル材の需給環境は地域差が大きいことは間違いありません（資料-5はこの点を如実に示しており、大変興味深く拝見しました）。これを解消するためには、低コストでの遠距離移動が不可欠であり、かつCO₂削減の観点からも、廃棄物／リサイクル材における船輸送・鉄道輸送の効率化、といった視点があっても良いかと思えます。

3. 資料3-2について

- 整理された課題の多く、特にリサイクル品の利用促進につきましては、発注者・設計者の意識が極めて重要な事項です。「建設工事」の中でも、「発注者・設計者」と「施工者」

を区分して記載することにより、各々の果たすべき役割が明確になるものと考えます。

(③⑧⑨(住宅建設の発注者としての一般市民として)⑩⑪などは、多分に発注者・設計者の役割が大きいものと考えます。)

- 工事で発生した廃棄物の循環利用が「工事 TO 工事」とメーカーを介したルートの2つだけが明示されていますが、コンクリート塊から製造される再生砕石やアスファルト資材などは、中間処理施設(再資源化施設)から直接工事に搬入されます。そのルートも明示していただいた方が良くと思います。

4. 全体として

前回は類似の発言をいたしました。今後、より着目すべきは、有害物と混合廃棄物系の廃棄物であると考えます。これらと発生土やコンクリート塊などでは、問題の所在・関係者も異質であることから、①発生土・汚泥、②特定建設資材廃棄物、③新築混合廃棄物系廃棄物、④有害物を含む解体混合廃棄物系廃棄物、といった括りをした上で議論を進めた方が議論を深めることができるのではないのでしょうか。

(参考) 参考資料1について

表1に示す不法投棄対策として、「電子マニフェストの活用」が多用されています。電子情報が国に保管されていることにより、電子マニフェストは不法投棄の抑止策にはある程度なりませんが、決して万能策とはなり得ないと考えております。万能策を求めるなら、自社運搬車両を含む全ての産廃運搬車両に(電源を切ることのできない)GPSを義務付け、国がデータを保管する、といった非現実的なことしかないのではないのでしょうか。この表には、「無許可業者」の欄も入れるべきかと思えます。

以 上